

## 福祉国家の政治学：福祉国家の規範理論山口研究会へのコメント

新川敏光  
北海道大学

福祉国家研究が、イギリス社会政策（行政）学に典型的に見られるように、規範的政策的含意を色濃く持つものとして出発したことは間違いない。当初イギリス社会政策学の中心仮説であった社会的良心説（隣人愛や慈恵精神が福祉国家を発展させる）は、自国中心主義的な含意（福祉国家を最も発展させている国、当事としてはイギリスが最も道徳的に発達した国であるとの含意）が嫌われ、またまたそもそも特定の価値観から福祉国家発展を説くことへの懐疑が強まり、実証研究の中では規範論は等閑視される状態が長らく続いてきた。しかし今日のように、福祉国家の見直しが、少なくとも先進経済諸国の間で遍く課題となると、福祉国家の再編がいかにあるべきか、その方向性への指針が大きな問題となる。すなわち今日福祉国家の再編を語る時、単なる政治的情勢論や政策的技術論を超えた規範的引照基準の確立が求められているのである。今回の研究会において、各論者が様々な学的立場から、こうした問題に果敢に取り組んでおられる姿勢に大いに感銘を受け、勇気付けられたことを、感謝の念と共に記しておきたい。

本研究会の活動と目的への最大限の敬意を明らかにした上で、実証研究を主たるフィールドとするものの立場から、幾つかの点を補足的に確認し、幾つかの論点への疑問などを提示してみたい。

### 多様な福祉国家（主に渡辺氏へのコメント）

ウィレンスキーがかつて指摘したように、経済発展と制度の成熟が福祉国家努力（政府支出や、そのなかの社会支出の対GDP比）を増大させることは間違いないにしろ、先進諸国の間では、支出規模の他、給付水準や資格要件などの寛大性に大きなばらつきがあり、福祉国家の収斂は生じていない。こうした違いをもたらす主要な要因が政治であることが確認されている。こうした政治の多様性そのものを規範論が扱わないにしろ、なお留意する必要があるのではないかと思われるのは、こうした各国の政治の違いは、福祉国家原則の違いとしても表れているという点である。会議の中で盛んに言及されていた「最低限保障」という考えは、市場主義と個人主義とが分かちがたく結びついているアングロサクソン系諸国で支配的な考え、原則であるが、大陸ヨーロッパや北欧では異なる原則が見られる。大陸ヨーロッパでは家族主義、職能集団の伝統の上に補完性原則、職域社会保険原理が貫徹し、北欧では平均的市民生活の保障としての普遍主義原則（社会権）が確立した。

こうした福祉国家原則の違いというものは、当然改革論を大きく規定することになる。改革は理念から演繹的に行われるのではなく、現実の文脈から出発する。規範論が普遍的文法を作り上げる作業であり、そのレベルでこうした現実の福祉国家の原則の違いが射程に入らないのは理解できるが、もしそれが広く使用される言語を創造しようとする意図をもつのであれば、現実とのレリヴァンシーをいかにして維持するのかが常に問われる。普遍的抽象的なレベルでの民主主義制度の導入は、問題の解決にはならないであろう。いかなる制度の機能も現実的文脈によって規定されるものであるし、いわんや啓蒙的自立的個

人（いわば強い個人）を前提とした制度設計は、非現実的であるだけでなく、理論的にも大いに問題があるように思われる。

#### 積極的自由論について（主に渡辺氏へのコメント）

幾人の論者からは、バーリンでいえば積極的自由、あるいはルソー的な一般意志論の立場から福祉国家の理念を構築するという立場、あるいは解釈が示されていたように思うが、こうした方向性に対しては、単純ではあるが、なお重大であると考えられる問題を指摘しておきたい。現実の福祉国家が単なる選好の集計や暫定的均衡でしかないということを否定的に捉え、これを越えた普遍性を求めるという発想は、全体主義的な運動を連想させる。現実の福祉国家が、暫定的であることによって断罪されるべきであるというのは、あまり説得性を持たないと思われる。暫定的であるからこそ、それは現実への柔軟な対応が可能であり、より民主的に開かれているともいえるからである。たぶん問題は、暫定的であるかどうかではなく、実際の暫定性が望ましい状態を実現しているかどうかという問題になるように思うが、そうであれば、もはや抽象的一般的に福祉国家の暫定性に言及し、批判することにはあまり意味がない。

#### 福祉国家から福祉社会、あるいは福祉レジームへ？（今田先生、宮本氏へのコメント）

福祉国家の危機を、その中央集権制、画一性、官僚主義などに見る論者は、家族、共同体、国家という三角形で福祉機能を捉え、各々の分担の調整から、さらにはNPOといった任意団体を導入し、国家の役割を相対化しようとする。こうした議論の妥当性を認めながらも、幾つかの問題点を明らかにしたい。第一に所得移転と社会サービスを区別すべきである。前者については、もしそれを否定しないのであれば、制度の安定性、合理性から考えて、国家もしくはそれと等価的機能をもつ運営主体が必要となる。社会サービスについて、地方政府、共同（協同）体、家族のレベルに福祉機能を分散していく方向は、受益者のニーズにより適切に応えるという点のみならず、受益者側の権利拡大、制度の民主化という観点からも、望ましい。

ただこうした福祉の分権化あるいは分散化は、適切になされるならば、必ずしも国家の役割や責任を軽減するものではないであろう。社会に存在する協同体は民族や宗教といった帰属に基づいて組織化されるものから、非営利団体のような自発的意思に基づくものまで様々であり、それらの団体が民主的社会に対抗的ではなく、一定の福祉提供者としての基準をクリアしているかどうかを審査する必要がある。その最終的責任は、国家が負うことになるであろう。つまり規制、監督という観点からみて、国家の機能は強化されるといえる。また協同体や、とりわけ今日福祉機能が限界に達している家族の場合、財政的人的支援策がなければ、社会的統合を脅かすほどに格差が拡大する危険がある。こうした問題についても、最終的には、少なくとも現時点では国家が責任を負わざるをえない。

このように考えると、国家論を回避した市民社会論というものが成立し得ない（それが一九八〇年代から隆盛した市民社会論の基調であったが）というべきであろう。

#### 福祉国家の新しい政治？（今田先生へのコメント）

市民社会論の隆盛の中で頻繁に指摘されたのが、新しい社会運動であり新しい政治であ

った。すなわち旧来の労働運動が衰退し、環境、フェミニズムなど新たな争点を中心とした社会運動が台頭しており、それに伴い階級政治に変わる新たな政治が生まれているというのである。こうした議論の中で、ベックのリスク社会論の影響力は群を抜いている。ベックは従来の富の再分配とは質的に異なるリスクの出現を指摘し、単純な近代化から再帰的近代化への移行を説いた。彼が重視する環境問題については、ここでは取り上げず、彼の説く「福祉国家→個人化→階級の死」というテーゼへの疑問を表明しておく。

最初に確認しておくべきは、市場が個人化を促すというのは今に始まったことではないということである。市場における貧困問題は、優れて個人の失敗として現出するのであり、それを階級問題として捉えるのは権力資源動員戦略の問題であり、けっして自明のことではない。市場が生み出す個人の偶然的不幸を、構造的問題（階級的問題）として捉え返すことは、伝統的共同体の崩壊、もしくは伝統的共同体が対処し得ない社会問題に直面して、新たな連帯の契機を探る試みであったといえる。つまり、福祉国家が個人化を促すのではなく、市場の促す個人化を克服する試みが福祉国家であったといえる。これについては、たとえば福祉国家を最も発展させたスウェーデン等において、階級政治、あるいは階級間連帯政治が最も強固であり、またパットナムの指摘する社会資本の衰退が見られないという点からも、確認できる。

ベックは個人化を自己決定能力の向上として高く評価する。こうした点はとりわけ伝統的集団主義の強い大陸ヨーロッパや日本の文脈では無視し得ない点であることは認めるし、決して過小評価すべきではないと考えるが、他方において構造的貧困の問題が依然存在し、地球規模での取り組みが要請されるオゾン層破壊といった問題に対して、上記のテーゼからどのような処方箋が生まれるのであろうか？ベックのいう個人化の論理から生まれる連帯の論理とは、争点限定的であり、アドホックなものである。先進国における構造的貧困の問題一つとっても、資本の国境を越えた動き（少なくともその可能性）が増大する今日の状況において、こうした弱々しい連帯が対抗力をもつとは考えられない。そもそも新しい社会運動や、新しい政治は、決して旧来の対立軸を融解せず、伝統的政党を切り崩しているわけでもない。伝統的社民や保守政党の得票率は驚くほどの安定性を示しており、労働組合の衰退も、実は従来から労組の弱い国において顕著なのであって、一九七〇年代、八〇年代、九〇年代と、一貫して組織率が低下しているのは、アメリカや日本などむしろ少数である。

階級という言葉が、マルクス主義的に捉えられる限り、その無効性を宣言することに私も異論がない。ただウェーバーは、クレデンシャルリズムの問題を射程にいった市場における生活機会の不平等として階級の問題を取り上げており、これは市場が社会的閉鎖化の契機を作り出している今日の状況を把握する上で重要である。むしろ政治的連帯のスローガンとして階級という言葉が力を持つかどうかは、別問題である。いずれにせよ、国家の問題を考えると、新しい政治だけでは不十分である。リセットがかつて唱えた民主的階級闘争や、ダーレンドルフのいう階級闘争の制度化が変質したとしても、社会的統合を可能にする枠組を設定する政治が必要になるはずである。

#### グローバル化と脱工業化（宮本氏へのコメント）

グローバル化は、国際競争の激化を招き、福祉国家の危機を招くという説がある。第一

に生産コストの低い南諸国との競争は、先進国の産業の合理化を促し、結果として失業や低賃金労働の蔓延を導く。こうした事態は、当然にも一国内の福祉需要を高めるが、福祉国家の拡大は、生産コストをさらに押し上げ、資本の国外逃避を招くことになるか、あるいは財政逼迫を招くので（または両方が生じる）、現実的な選択肢たりえないことになる。

こうした福祉国家のディレンマは、無根拠ではないにしろ、相当に誇張されたものである。先進諸国の貿易をみれば、そのほとんど、八〜九割は先進国間のものであり、南との貿易は依然として僅かな割合を占めるにすぎない。しかも南諸国の輸出品目は、原材料や低加工品であり、先進産業国とそれほど競合するものではない。つまり一部の低賃金部門において南との競争との影響が現れるにしろ（とりわけアメリカ）、現在のところその影響は喧伝されるほど大きなものではない。

グローバル化の大きな特徴は国家の資本統制がなくなり、資本の移動可能性が高まったことであるが、国家政策の自律性を脅かしているとの説がある。つまり国際化した資本は最も安く生産できる場所に移動可能であり、福祉国家負担を逃れようとするので、福祉国家は維持できないという。しかし現在までのところ、多国籍企業が超国家化したという証拠はなく、事業展開にしろ、財の所有にしろ、本国中心であることが、データの的に明らかになっている。そもそも企業の経営戦略とは様々な要因を勘案した総合的判断であって、安価な労働力を求めてさまようという単純なものではない。福祉国家が提供する物質的人的資本にくわえ、社会資本ストックを考えれば、企業が先進国にとどまる誘引は十分ある。しかもスウェーデンなどで、企業への重税によって福祉国家が成立したわけではない点に留意する必要がある。もともとスウェーデンは貿易に依存する経済体質をもち、国際競争力を強化することは国家的至上命題であった。そうした中で同一労働同一賃金と積極的労働市場政策によって、産業合理化と国際競争力強化が図られたわけであるが、さらに福祉国家の財源としては企業への法人税ではなく個人所得税が中心であった。つまり福祉国家が市場対抗的な政策を展開する場合があるにしろ、決して反資本ではありえない点に留意する必要がある。

さらにいえば、福祉国家が自由貿易体制と国内的補償というセット、ラギーのいう「埋め込まれた自由主義」体制の中で実現されたことを考えると、グローバル化によって雇用がますます不安定になり、貧富の格差が広がるとしたら、国内的補償を求める声は、長期的にはますます高まると予想される（もとよりブレトンウッズ体制の崩壊という条件の変化を考慮する必要があるが、この点についてはここでは論じない）。

脱工業化が福祉国家に与える影響として指摘されるのが、ポーマルのコスト病である。サービス産業は、長期的には製造業より生産性が劣る。なぜなら産業の特徴は労働集約的であり、しかもサービスは労働過程そのものが商品であるため、合理化や規格化、効率化、オートメーション化が不可能ではないにしろ、困難であるためである。サービス本位の業構造は、したがって不可避免的に経済成長の鈍化を惹起する。製造業の賃金水準がサービス業に波及する場合、ポーマル病は甚だしくなる。サービス産業が大量の低技能、低賃金の不安定な雇用と低生産性に特徴付けられるとしたら、それは福祉国家を財政出入両面で圧迫することになる。

こうした説に対しては、そもそもサービス産業が低生産性によって特徴づけることの問題や、サービス経済化への対処が自由主義福祉国家、保守主義福祉国家、社会民主主義福

社国家でおのおの違うことを指摘する声がある。後者について若干述べるなら、サービス中心の経済では、雇用創出、賃金の平等性、財政抑制という三つの目標を同時に達成することはできず、自由主義国家は雇用創出と財政抑制を実現するために、低賃金労働を許容し、賃金格差拡大を招き、保守主義国は、賃金の平等性と財政抑制に重点をおくことによって高失業率を招き、社会民主主義国では公共部門の雇用拡大によって賃金の平等性を維持したが、財政赤字が悪化した。こうした議論は、一九九〇年代前半まではよくあてはまるが、九〇年代後半のスウェーデン経済の好調と財政の好転を考えれば、新たな説明が求められるのかもしれない。要するに、脱工業化が一義的に福祉国家を困難にするわけではなく、政治的選択によって異なる問題が生じるのである。

以上を要するに、グローバル化や脱工業化から直接福祉国家の危機を導きだすことはできず、福祉国家見直しの問題は優れて政治的なものであると考えるべきであるとする。

#### 基本所得について（宮本氏へのコメントの敷衍）

自由主義国家にしる、保守主義福祉国家にしる、社会民主主義福祉国家にしる、いずれも生産主義の立場に立つものである点を、まず確認したい。福祉国家は市場順応的な自由主義的政策から市場対抗的な社会民主主義政策まで幅広く含み、前者をより強調する福祉国家を自由主義、後者を強調するのが社民的福祉国家といえるが（こうした分類では保守主義的福祉国家は中間項となる）、いずれも生産主義的な観点に立つものである点は共通している。スローガンのように言えば、自由主義が「福祉ではなく労働を」であり、保守主義が「労働を通じての福祉」であり、社民が「労働も福祉も」ということになる。

これにたいして生活に十分な基本所得を市民に無条件で与えようという基本所得案がある（以下 **unconditional basic income, UBI** と略記）。これは従来の福祉国家観とは根本的に対立する脱生産主義の方向を目指すものである。背景にある考えは、近代における労働（賃労働）が自己疎外的なものであり、それをできるだけ縮小することによって自律的活動領域を拡大していこうとするものである。ただ UBI は、こうした理想主義的な面だけではなく、現実主義的な側面もある。左翼は UBI と労働時間短縮とをセットで考え、労働過程そのものの変革の必要性を訴えるが（たとえばゴルツやオッフエ）、そうした観点にたたず UBI を主張する場合、それは雇用の不均衡、高失業率を正当化する論理となる。すなわちもはや完全雇用を提供することが不可能であるという認識に立って、基本所得の提供によって高失業率の免罪符とするのである。また資産調査を伴う生活保護などの「貧困の畏」を逃れられる点も強調される。一定所得を超えると受給資格を失う資産調査制度と異なり、就労所得は確実に基本所得に上積みされるからである。

UBI への批判は、なんといっても財政負担が大きすぎるというものである。これに対して UBI 推進派は、全ての移転政策を一本化することによる行政コストの削減を指摘し、実際にイギリスを例に試算を試みている。また財源については、たとえばパリエスは、自然や社会的に共有される財（外在的富）への課税を考える。これらの外在的富に対して、各人は本来同等の分け前に与る資格があると考え、現実の独占的使用に対してレントが発生すると考えるのである。彼のユニークな点は、こうした外在的富に雇用を含めていることであろう。彼はこの議論を、いわゆる **brute luck** 論によって正当化するのだが、その説得力には疑問符がつく。

結局のところ、今日有力になりつつあるのが条件付基本所得（conditional basic income, CBI）である。これは基本所得の資格要件として、社会的に有用と認められる活動に従事することを求めるものであり、アトキンソンの市民所得が代表的なものである。社会的に有用な活動とは、労働市場への参加のほかに、認定された教育や訓練プログラムへの参加、認定された社会的奉仕活動や、場合によっては家事労働も含められる。こうした互恵原則の導入と共に、基本所得は、たとえばアトキンソンの場合資力調査制度への代替と考えられており、大半の市民が参加する年金等の社会保険はそのまま存続するものとされている。したがって現実性はより高いといえるが、脱生産主義という観点は著しく薄められることになる。また制度の一本化という UBI の魅力もなくなっている。

制度の一本化という点では、むしろミルトン・フリードマンの提唱した「負の所得税」（NIT）が注目される。これは一定所得水準を境に、それ以下のものへと現金給付とそれ以上のものへの課税を考え、これ以外の一切の社会政策や労働市場規制政策の廃止を主張した。この案の大きな魅力は、全市民を対象とした普遍主義的政策によって必要なものにだけ給付を行うという選択性が実現されることである。ただフリードマンの案は、スピーナムランド法の問題をそのまま引き継いでいる。すなわち低所得雇用への給付は、雇用主に賃金引下げの口実を与え、貧困の問題はむしろ悪化するという現象がおきる。これに対して最低賃金法その他の労働市場規制が必要になる。とはいえ、先進国において低技能労働力への需要が今後一層弱まると考えれば、こうした低技能労働者たちの団体交渉力が高まることは考えられず、また最低賃金基準そのものが引き下げられる事態を考えれば、「負の所得税」は貧困の歯止めにはならないとの批判がある。ただ「負の所得税」はアメリカやカナダなどアングロ・サクソン系諸国で部分的に導入されているが、アメリカ以上に大規模に NIT を導入しているカナダでは、アメリカのような貧富の差拡大に歯止めがかかったとの指摘もある。

## 山口カンファレンス（「福祉国家と規範理論」）に参加しての雑感

尾崎一郎  
北海道大学

私は、今回のカンファレンスには、日程の都合により、一日目と二日目の午前のみ参加することができた。またこの研究組織の研究会には、初めて参加させていただいた。今回、報告としては、塩野谷、宮本、橘木、渡辺、嶋津、森村の各氏のものに触れることができた。本報告書では、それら報告と質疑応答に触れて得た一般的な感想を述べることにしたい。

私自身は、元々社会保障についても公共哲学についてもましてや経済学については門外漢とってよく、特に社会保障についてはほとんど何の予備知識も持ち合わせていない。今回部分的ながらもカンファレンスに参加するにあたっては、現在の日本の社会保障制度をめぐって展開している実践的諸議論状況を知り、私なりの見取り図をわずかなりとも作ることを密かな目的としていた。しかし、一日目最初の塩野谷教授の報告を聞いて漠然と気づき、さらに他の五氏の報告とそれをめぐる質疑応答を聞くことで確信に至ったのは、現時点で社会保障制度について安易に全体図を求めてもその期待は簡単に裏切られるということであった。そのことは、特に、社会保障制度について具体的な問題を扱わなかった、塩野谷、渡辺、嶋津、森村の報告を傍聴して特に強く感じた。今思えばそもそもこのカンファレンス（および研究組織）の目的自体、私の目的とは異なるものであったのかもしれない。

塩野谷教授の報告は私には二重の意味で衝撃であった。第一に、それが、社会保障をめぐっておよそ両立しがたい（と観念されている）諸理論が並び立ち鏝迫り合いをしていることを前提としていたからであり、第二に、それに対して教授が示した処方箋が、教授のいうところの制度をめぐる理論の「整合性」の重視、「適材適所」の採用だったからである。

第一の点は私が予想していなかったことだった。勿論いわゆるリバタリアニズムの論者が社会保障等について相当ネガティブな評価を下していることなどは知っていたが、それらはあくまで思考実験に近い極端な議論であり実践に携わっている論者がまともにとりあって（彼らに対して一定の影響力を有して）いる（からそれへの対応を迫られている）とは想像していなかった。

第二の点については、特に「整合性」の概念について、質問に答えていただいたにも拘わらず私自身は依然として意味が分かっているとは言い難い。私なりに無理矢理解釈するならば、実際に作動している一定の制度を前にして極端で両立不能な理論を振りかざすのはやめて、当該制度をその時々にもっとも説得力ある形で説明できる理論を「適材適所」で

採用する態度が望ましいというのが教授の大まかな主張のようである。その意味で、理論なるものに対してプラグマティックで道具主義的な姿勢が提示されている。このことが「整合性」という言葉で表現されるべきだとは必ずしも思わなかったが（その意味で教授の観念する「整合性」とはこの用語が有する意味としてはかなり弱いもの—受けた印象としては暫定的妥協に近いもの—が採用されているであろう。この点で、例えばルーマンの法の定義における「規範的予期の整合的一般化」における「整合」とはやや異なるかもしれない）、法学に馴染んでいるものにとってはむしろわかりやすい議論である。なぜなら法においてこそ、その都度状況に応じて適切な規範的・権力的決定が（まさに規範的で権力的であるからこそ）あえて「暫定的」になされていることが多いからである（暫定的でプラグマティックで状況即応的な法的決定の一つのもっとも典型的な形がいわゆる「利益衡量」である）。塩野谷教授の議論はこれが法の外での例えば経済に関わる公共的決定に関しても不可欠の要素であることを私に教えてくれたが、他方で、ある意味当然とも言えるこのような指摘が、社会保障や福祉国家についてなされねばならないほど根元的な対立が理論的にあることが示されてもいた。

もちろん上記のような姿勢を唱えつつ、教授自身が提示した、諸理論のマッピングをすすめるためのフレームワークが、ある理論的バイアスがかかったもの、あるいはやや図式的すぎるものではないかというのが、当日参加者から相次いだ質問の主旨ではあった。そもそも、暫定的な「適材適所」による理論の採用という態度が、簡潔明快なメタ理論図式なるものと両立するとは到底思えないのであり、その点での教授の考えはやや分かりにくかった。

いずれにしても、塩野谷教授の危機感に満ちた議論を聞くことで、私は、本研究会が対象とする諸問題が、悔りがたい理論的抗争の現場となっていることを実感せざるを得なかった。

二日目の午前に私が目撃したのは、おそらくそのような理論的抗争の一つの典型的パターンではあろう。そこでは、渡辺氏がロールズの理論を、嶋津、森村両氏がリバタリアニズムの理論を援用し、それらの立場から社会保障ないし福祉国家について特にその正当化可能性の限界について描写を試みるというものであった。そもそも正当化可能性がいちいち問題化されなければならないのだという点に私などは単純に驚いたが（しかし、例えば憲法についても同じような作業は繰り返しなされており、驚きの多くは私の無知に起因することは自覚している）、三氏の報告と質疑応答を傍聴して、私に唯一アクチュアルな問題として認識できたのは、社会保障というのは政治的意志決定に強く依存して成り立つ経済（あるいは経済に強く係留された政治）なのだということであった。一日目に塩野谷教授は市場経済・民主主義・社会保障という三幅対の図式を提示していたが、私にはむしろ、経済・政治の対がまずあり、対のそれぞれが他方抜きには成り立ち得ないことを端的に表す領域（要は境界領域）として社会保障がある、と整理した方が分かりやすいように思わ



れた。社会保障という問題群に例えば長谷川晃教授のような尊敬する理論家が強く興味を持っていることの理由がようやく分かってきた。

しかし、他方で二日目午前中のセッションにおいては少なからず戸惑いを覚えました。ある事柄について、特定の理論がいかなる見解を提示するか、という形の議論の仕方には、一方で、当該事柄についての既存の議論から欠落した視角を提示するという目的があり、他方で、当該理論の特性を知り、難解な理論の理解を深めるといった目的があるであろう。しかし、今回の報告および議論は私の印象では、後者の目的にやや傾斜しすぎの感があった。すなわち、参加者の問題関心は、例えばロールズという一理論家の理論の内的整合性であり、他の競合するグラント・セオリー（セオリスト）との関係であり、特定現象の説明力における優劣であるように思われた。陳腐な言い方だが、事象より理論（家）への関心が前面に出過ぎているように感じた。

もちろん、そのこと自体がただちに問題なわけではない。しかし、先の目的のうち前者のものがある程度意識された上で議論しないと、いわゆる「議論のための議論」ないし「理論のための理論」に陥ってしまうのは避けがたいように思われる。特に、その理論を採用することで当該問題について何が新たに解明されるのかをより積極的に提示するよう努めなければ、そもそもなぜその理論（家）を取り上げなければならないのかという基本的な問いが生じてしまう。特にその感はロールズを扱った渡辺報告に関して強く持った。嶋津、森村報告については、元来国家が行う財の再配分に対して否定的なリバタリアニズムの理論を扱っているから、社会保障ないし福祉国家なるものとの関係で当該理論を扱うことの必然性は一応感じ取れたが、ロールズ理論を渡辺氏が取り上げることの理由が今ひとつつかみきれなかったのである。ただし、この点も私自身の不勉強に起因する面もあると思われ、自己反省も迫られた。

もう一つ、さらに正直に書けば、一日目から二日目の午前にかけての討議において各参加者が口々にリファードした諸理論（家）について、日本の社会保障を念頭に置いた場合にリファードする必然性がどの程度あるのかよくわからないことが時々あった。いわゆる「公共哲学」的なものが欧米、特に米国の哲学界において興隆していることは知らないではないが、日本の学者が、コミュニタリアンだとかリバタリアンだとかリパブリカン、エガリタリアン、リベラルなどと（いう外来のフレームに乗って）自己同定しながら口角泡を飛ばす実践的な必然性がどこにあるのか、部外者にはよく分からないのであった。あるいは、社会保障ないし福祉国家というテーマ自体がそのような振る舞いを要請するものなのかもしれないが……。これらの点については、議事録案を読む限り、最終日の総合討論においても若干問題にされたようであるが、率直な感想として記す次第である。そもそも公共的制度を論じる学問的討議のあり方とはどのようなものであるべきなのか、あらためて考え直すところが多かった。

一日目午後の宮本、橘木両氏の報告は、実践的で具体的な議論（橘木教授の議論からフ

エミニズム的視点が全く欠落しているのではという当日の私の質問も、教授の議論が具体的であるが故に、門外漢にもそのような問題点をナイーブに把握できたという面がある)に裏打ちされたものであり、現在の日本の社会保障制度の課題と将来像について一定の知見を得ることができ、有益であった。専門外のために、一方的に学ばせていただくにとどまり、報告者へのフィードバックが何一つできなかつたのが残念である。

今回のカンファレンスには、短い時間ほとんどもっぱら聞き手としてのみ参加しただけであった。この点で、他の参加者の方々に何の貢献もしなかつたのが残念である。他方私自身は、色々と得ることの多い場であった。ここではやや批判めいた雑駁な感想しか記すことができなかつたが、山口まで行った甲斐があつたと思つている。このような貴重な経験の機会を気前よく与えてくださった後藤玲子氏、鈴木興太郎、塩野谷祐一両研究組織代表に心よりお礼申し上げたい。

## 「社会保障と規範理論」公開セミナー

主催：国立社会保障・人口問題研究所

「社会保障改革の理念と構造」（主査：塩野谷祐一）プロジェクト&

「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」

（主査：鈴木興太郎）プロジェクト

日時：2002年3月26日（火）1時半から6時

場所：国立社会保障・人口問題研究所第4・5会議室

### 【プログラム】

#### 【司会：鈴木興太郎】

1:30-1:40 はじめに（塩野谷祐一・鈴木興太郎）

1:40-2:40 発題 後藤玲子「福祉国家の分析視座」

2:40-3:10 発展協議1：堤修三「行政と規範研究」の観点から

3:10-3:40 セッション討論：「社会保障政策の諸課題と規範理論の役割」

3:40-3:50 休息

3:50-4:20 発展協議2．三重野卓「福祉と必要の分析手法」の観点から

4:20-5:00 セッション討論：「比較福祉国家論の課題と方法」

5:00-6:00 総合討論

おわりに（植村尚史・鈴木興太郎）

#### 【討論参加者】

塩野谷祐一・鈴木興太郎・宮本太郎・菊池馨実・盛山和夫・長谷川晃・森村 進・渡辺幹雄・小林正弥・長沼建一郎・東 康祐・尾形健・稲森公嘉

新田秀樹・西村 淳・江口隆史（厚生労働省）

植村尚史・須田康幸・宮里尚三・阿部 彩・金子能宏・今井三郎・上枝朱美

#### 【議事録】

那須朱美

#### 【オブザーバー】

竹中英俊・白崎孝造（東大出版会）

「社会保障と規範理論」公開セミナー

議事録

文責 那須

主催：国立社会保障・人口問題研究所

「社会保障改革の理念と構造」（主査：塩野谷祐一）プロジェクト&

「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」

(主査：鈴木興太郎)プロジェクト

日時：2002年3月26日(火) 13:30～18:00

場所：国立社会保障・人口問題研究所 第4・5会議室

13:30-13:40 はじめに

司会者鈴木氏挨拶

社会保障システムに関する議論をしたい

塩野谷氏挨拶

社会保障の倫理的基礎、価値理念の研究に対する抱負

鈴木氏挨拶

厚生経済学の紹介、福祉国家システムプロジェクトへの抱負

出席者自己紹介

13:40-14:40

発題

後藤玲子「福祉国家の分析視座」

- ・ ポリティカル(=規範哲学的な意味での)・リベラリズムについて
  - ・ J.ロールズとA.K. セン
  - 1. リスク対処と社会保障
  - 2. ドゥオーキン・ロールズ・ウォルツァーの理論
    - ・ 各々の理論(リスクに対する各々のプレファランス=対処方法)を説明
  - 3. 規範的分析の4つの分析視座
    - 1) 何を目標とするシステムであるか
      - ・ 福祉国家の種類、分析-4つの必要な視座
      - ・ A.K. センの capability、functioning と社会保障への適応への関心
    - 2) 財の提供方法について (impartial、universal)
    - 3) 分配の構成基準
    - 4) システムへの参加資格
  - 4. 社会保障・福祉制度の規範的性質に関する予備的分析
    - 1) 公的年金保険システム
    - 2) 公的医療保険システム
    - 3) 公的扶助システム
  - 5. システムの一般性・普遍性・不偏性：概念的意味

6. システム設計への主体的参加と公共性
7. 個人の責任と社会的保障
8. 目的としての個人と社会的目標

14:40-15:10

発展協議 1.

堤修三「行政と規範研究」の観点から

くどのように説明すれば社会保障について納得してもらえるか>

- ・ 行政の立場から

1. 総論

もしその社会保障制度がないとしたらどうするか・・・という観点から考える。

保険＝功利主義的個人を前提、そこにどう「社会」を絡めていくか

- ・ 社会保障制度

2. 各論

(1) 公的扶助

なぜ最低生活保障なのか？

→ロールズの力を借りねばならない（「無知のベール」）

(2) 公的年金(保険)

公的年金は社会保障の「保険」たる要件を満たしていないのでは？

社会「保険」からの逸脱が見られる

(3) 医療保険

参加する(=基本の原理)

老人医療の分野においての問題点

(4) その他

- ・ 介護保険

- ・ 児童手当

児童の扶養は果たして社会全体の責任なのか？

- ・ 福祉制度

公的扶助に対する抵抗感の大きさに配慮

3. まとめ～政治・行政・学問～

政治：What の決定

行政：How の決定

学問：Why の追及（学問世界において Why を考究する責任大）

15:10-15:55

セッション討論：「社会保障政策の諸課題と規範理論の役割」

鈴木氏：司会進行

新田氏：1) 社会保障への総合的ビジョン、理念、原理と現実との関連、根拠付けに関心がある。規範、理念の研究の蓄積は大きいことを実感した。だが、実務への適応

へのギャップに頭を抱える。りっぱな道具をいかに現実に活かすか。2) 後藤論文(4つの視座)への感想:このような形での分析は意味があると思う。ただ、実務をしている立場からすると分かりにくい点があった。構成員の負担の問題は4つのうちのどこで論じられることになるのだろうか。また、ここでの議論は「基本構造」のレベルの議論なのか、それとも具体的な制度を対象とした話であるのか。3) 後藤氏はかならずしも貢献の論理で公的扶助を説明すべきとは考えていないと理解した。むしろ堤局長と同様に、ひとであることに依拠する論理を重視していると解釈される。4) 人間が他者に対し、どこまで開かれているか(社会との関わり)という問題に関する研究を進めることによって「ひとであること」に依拠する論理の手掛かりがつかめるのではないかという感想をもった。

西村氏: 1) 後藤論文における「システムの参加資格」に関心がある。2) 税と保険の違いが現在の制度では曖昧になっている。例えばイギリスのNHSは税法式なのに保険といっている。だが、本来、社会保険の目的は目に見える範囲のひとびとが貢献できるように自立支援することとして整理したほうがよいのではないか。

菊池氏: 1) 社会保障に関わる実定法を研究する立場から抽象概念からの福祉ではなく、現実を見据えて福祉にコミットしようという後藤氏の姿勢を評価したい。2) 自分自身の関心は以下の点にある。

1. 社会保険の捉え方(実定法の立場から)  
社会保険か税か?(社会保険と税は違う)
2. 社会保障の法理念
3. 規範理論から現実の法制度へ(憲法解釈理論を媒介とした)

江口氏: 自己紹介、セミナーへの参加の抱負。

後藤氏: 1) 「目に見える範囲の人々を対象とする」か「目に見えないひとびとを含む集合体」で相互提供しあうかという問題はとても重要。センは、「目前で餓死したひとびと」から「遠く見知らぬひとびと」へと視野を広げる際に、正義の観念が必要になるという。自己のライフ・コースにおいてどのような種類のリスクに対して、どのように備えたいかに関する選好を互いに摺り合わせることができるなら、正義を論ずる必要はないだろう。一致した互いの私的利益(期待効用)を最大化するようなシステムをつくれればよいからである。問題は、そのような選好・利益の一致を期待できない場合である。ある特定のひとびとだけに偏って発生すると思われる特殊なリスクに対処するような仕組みをなぜつくる必要があるのか、どのようにつくるべきかという問題は、一人ひとりが理性的・反省的に考え、公共的に合意決定していかななくてはならないだろう。おそらく社会保険システムは前者の性質をもった問題であり、公的扶助は後者の性質をもった問題である、という相違が2つの制度の間にはあると思う。

2) 今回のプロジェクトは3つのステップの1つ目である。今回、「分析の視座」を明らかにし、次に、具体的な制度を分析し、最後に、福祉国家システムに関する私たちの構想を明らかにしたいと考えている。いずれも今後の課題です。

3) 構成員の負担の問題は、分析視座の2番目、3番目、4番目にまたがる問題。

つまりどの範囲のひとびとが負担すべきか（４番目）、負担の格差の根拠は何にもとづくか（２番目）、どのような分配基準に基づいて負担を決定すべきか（３番目）

16:05-16:35

発展協議 2.

三重野卓「福祉と必要の分析手法」の観点から—後藤論文への討論

I. 福祉政策をめぐる分析枠組み

- (1) 目標、社会状態をめぐるヒエラルキー
- (2) 階層、対象集団
- (3) 価値基準、政策基準の問題
- (4) その基礎としての権利問題
- (5) より高次の政策原理
- (6) 政策手段、政策プログラム、事業、社会的資源
- (7) 以上を踏まえた費用負担（拠出と給付）の諸原則

II. 福祉国家をめぐる主体、システム問題

III. 数量化、実証化についての方法論

- ・ 社会指標運動の挫折
- ・ 政策評価
- ・ センの議論
- ・ 意識の問題事例

IV. コメント

「生活の質」の観点、共生の観点からの議論が必要

16:35-17:15

セッション討論：「比較福祉国家論の課題と方法」

宮本氏：1) エスピン・アンデルセンの3つの軌跡について、国家間の間では収斂する傾向をもちつつも、個々の政策の中身（自立支援の内容や選択の自由のあり方など）については多様なオプションが提示されてきたという結論を導いてもよいのか。例：北欧諸国の現状（オランダの Dutch miracle、スカンジナビア諸国）など。2) 貢献概念を拡張することによって必要概念と一致する、あるいは partial を積み重ねていくことによって universal に到達するということを考えているのか。3) 例えば、スウェーデンの年金改革は、匿名性と人格性を組み合わせた実例のように思えるがいかがなものか。4) 規範と「お得」の関係を結びつけて考えることはできないだろうか。例えば、アメリカでは中間層が AFDC に反対したのに対し、スウェーデンでは中間層が社民党を支持している。後者では、中間層個々人が自分の「お得」になると考えて行為した結果、規範を支えることになったと解釈される。

宮本氏の論と後藤氏の論との対比

についての紹介（当国とアメリカの中間層の比較など）

後藤氏：三重野氏、宮本氏に対しレスポンス

1) 貢献・責任概念の個別性と共同性をともに理解した上で、それらを「ひとで在ること」という普遍性と結びつける、と論文で書いたのは、システムを構成するときの視点である。堤局長が指摘されたように、貢献概念は、どれだけその意味を拡張しようとも、非貢献を排除するという視点がかならず伴う。それに対して、「ひとで在ること」に依拠する観念は、いかなる排除をも退ける性質をもつ。したがって、概念的に両者が収斂することはありえない。ただし、システムとしては、各々に対応するシステムを連動させるようにシステムを設計することが必要であると考え。なぜなら、個人の生は、まさに、狭義・広義の意味での貢献を為すことと「ひとで在ること」の両方にまたがるものであり、社会保障プログラムを設計する際には、その2つの観念を連動させるような視点をもって、個人の活動を支えていく必要があると考えるからである。

2) 個別的条件と命題の集まりとしての一般理論というものを考えたい。特定のカテゴリーやポジションによって捉えられる個別的要求の普遍的な人間的意味をどのように理解するか。

3) 正と「お得」に関して。自分にとって「お得」ではないにも関わらず、あるルールや制度を「正」とであると評価するという個人の二層性はむしろ、大事にしたい。「お得」の追求は多様な個人の私的善の主体的な追求の問題である。社会的にはそのような個人の活動はできるだけ尊重する必要がある。ただし、同時に大切なことは、自己の「お得」との間にコンフリクトを抱えながらも、「正」に関する評価をより理性的・公共的に形成していこうという個人の営みである。

4) 三重野氏の発表に関し、異質性への権利についてコメント。ルールは「等しいものを等しく扱う」という意味での一般性・普遍性を本質とする。したがって、ルールや制度を作ることと「異質性への配慮」との間には常に緊張関係があると思う。それを権利として捉えることの意味を知りたい。

三重野氏：異質性はキータームである。(ジェンダー、外国人 etc.)

まさに、緊張関係がある。だからこそ、異質性を前提としての「共生」を考えたいというのが自分の基本的モチーフである(三重野卓『「生活の質」と共生』、白桃書房、2000年参照)。

17:10-18:00

総合セッション

小林氏：公共哲学は、実践性を重視し、その一環として政治家や実務家との対話も始めているので、その意味でも今日の会議は興味深かった。偶然、明後日は大蔵OB達に向かって講演するところで、そこでは、公共哲学の他、「互酬性」について話す予定である。ここには、財政理論の再建という問題意識が存在する。ちょうど今日も社会保障との関連において税の使用の当否について議論があったが、徴税や税そのものの理念にまで遡って考えると、さらに議論が深まると思う。公共哲学のプロジェクトとしては、今後、各実践的分野について具体的に展開していくことを考えており、まず平和公共哲学、福祉公共哲学、環境公共哲学、さ



らには財政公共哲学や生成公共哲学へと展開したいと考えている。福祉公共哲学については、今日の報告やコメントから多くの示唆を与えられたことを感謝しており、今後もこのプロジェクトと連携していくことができれば幸いである。公共哲学においては、「共」という言葉が含まれているように、後藤報告でセンとの関連において触れられていた「われわれ」という連帯の意識を重視している。コミュニタリアン的な公共哲学は、この点を共同体に即して展開するわけで、後藤報告において言及されていたウォルツァーもその一人である。このような議論は、具体的な共同体に即して福祉のカテゴリーやタイプなどを考察するという点で、有意義であるが、堤コメントなどで指摘されたように、理論的对象が国家のような特定の共同体に限定されてしまうという難点は否めない。そこで、私達の展開している公共哲学は、この難点を乗り越えようとしている。例えば私自身の「地球的共同体主義」においては、「共同性」自体は重視しつつ、それに基づく社会的連帯の範疇をまずは地球大ないし人類全体に拡大することを提唱しており、国家的な共同体や地域的な共同体は、その上の複層的な共同体と見做すべきであると考えている。従って、堤コメントにいう「人が存在することの本質的意味」をも扱うものであり、普遍的に開かれた社会的連帯の観念を提起している。

社会保障は、このような「共」の意識あるいは社会的連帯の意識に支えられて始めて存在しうるものであろう。この際、社会保障は必ずしも「貢献」を前提とする必要はなく、「必要」のみを根拠とする場合も存在するであろう。なぜなら、「貢献」する人々が、その不可能な人々に対して、その「必要」を鑑みて、社会的連帯感に基づいて社会保障を行う、あるいは同意することがあり得るからである。むしろ、この場合の方が社会保障の基盤ないし原型であろう。勿論、「貢献」する人が少なく、再分配の「必要」な人ばかりになっては制度が崩壊するから、「貢献」と「必要」との間に適切なバランスが必要になる。

さらに言えば、このような「貢献」と「必要」との関係は、私自身の提起した用語を使えば、「垂直的限定交換・垂直的一般交換」という概念によってさらに明確に説明することができる。この考え方は、徴税・財政制度そのものにも当てはまり、社会保障制度は、その資源の使用・還流の重要な部分をなすから、その全体のシステムの一環として考察することが望ましい。この結論を簡単に述べれば、生活扶助は純然たる垂直的一般交換（「自分を含む皆のため」）における再配分の部分であるのに対して、社会保険は垂直的限定交換（長期的で漠然とした「自分のため」と「自分以外の皆のため」）を中心とし、ここに両制度の相違点が存在する。しかし、（水平的特定交換[条件が明確な自分のため]の概念で説明できる）民間保険とは異なって、社会保険は垂直的限定交換としての社会的連帯の機能を持つ。従って、給付と負担が完全に等価である必要はなく、その不均衡部分を（上位の庇護者たる国家の行う垂直的一般交換の要たる）税によって埋めることは、一定の限度内で許されると思われる。

この一般交換の理論は、「正しさ」と「徳」と「得」とが基本的には一致することを想定している。今日における通常正義論のように、「正しさ」と「得」とが

無関係ないし相反することを想定していないから、人々にも「正しさ=得」を説得することが可能であろう。

三重野報告は、特に実証的研究や政策評価との関連が興味深かった。社会指標運動の挫折をふまえた上で、センを意識して、利用関数・幸福関数という考え方を図1に提示している。ちょうど現在、公共哲学のグループでは、幸福の観念を追求しており、それに基づいて幸福の指標化や実証に取り組み始めたところである。幸福の観念は、厚生経済学でいう福祉や厚生 (well-being) と密接な関係を持つ。例えば、中国で言う古典的な五福の観念は、「寿・富・康寧・攸好徳・考終命」(『書経』洪範) や「寿・富・貴・康寧・子孫衆多」(『桓譚新論』)、端的には「福・禄・寿」を意味しており、現代風に言えば、長命 (寿)・経済的繁栄 (富、禄)・福祉 (康寧、福)・徳 (ないし高「貴」や社会的地位、考終命)・子孫繁栄 (子孫衆多) などを意味する。これは、社会保障・人口問題研究所の主題そのものである。従って、協力すれば、重要な成果が生まれてくるのではなかろうか。

最後に、「ニュー・パブリック・マネジメント (NPM)」は、三重野報告で指摘されたように、一方では一市民憲章 (citizen's charter) のように一人々のためという側面を含みつつも、実際には効率性の観点が中心になっている。そこで、公共哲学の観点からは、民衆の立場から真に公共的な行政へとそれを展開する必要がある、それを「ニュー (ネオ)・パブリック・アドミニストレーション」と呼んだらどうかと考えている。

三重野氏：センの議論 (幸福関数など) について、また、センの枠組みの発展性について後藤氏はどのように考えているのか。

効率性と顧客満足度の関係についてはどう考えているのか。

後藤氏：1) センの潜在能力理論の面白い点は、それが完全に主観的でもなく、完全に客観的でもない概念として構想されている点である。潜在能力のベースとなる「機能のリスト」は、各々の社会や共同体の文脈で、ひとびとの公共的討議や発見のプロセスを経て、公共的に確定されると考えられている。また、潜在能力の個人間比較は、物理的に確定されるのではなく、本人たちの「評価」(自己の潜在能力に関する評価であるので、通常の嗜好や選好とは区別される) を踏まえた公共的な評価をもとになされる。

2) 効率性 (「効果」を何で計るか=指標が問題)。「効用」を指標とするパレート効率性ではなく、例えば潜在能力を指標とするパレートの効率性を考えるならば、「すべての個人の潜在能力が改善された状態はそうでない状態よりも望ましい」という判断を構成することができる。(その指標を所与とする限り) そのような判断について多くの規範理論の間に異論はない。問題は、ある個人の状態が改善され、他の個人の状態が改悪され場合、はたしてもとの状態と新しい状態のどちらを望ましいと判断するか。これはまさに公正性の問題である。また、パレート効率性は一意に定まらないので、はたしてその中のどれが最も望ましいのかという判断も公正性の問題となる。

盛山氏：三重野氏の議論の評価

堤氏の発表への驚き（視点の定まっていない、揺れ動いた議論である）。

政府の一員が国家に責任があるのかと問うことには疑問がある。

森村氏：高い負担の社会扶助を正当化しようとするなら？という仮定からの論を展開

貢献という概念への疑問（むしろ needs という概念の方が社会扶助を正当化するためには説得力があるのでは）

公共（連帯感、一体感）をむしろ重視すべきではないか

三重野氏：連帯、統合の価値観に対してのコメント（制度の信頼感の必要性などを加味すると簡単ではない）

後藤氏：盛山氏のコメントに対して

盛山氏：共同体＝想像の連帯

渡辺氏：後藤氏のアプローチ＝契約論的アプローチの問題であろうとの印象。

ロールズの論を踏まえて。

経験的な想像力をどこまで拡大できるかがわれわれの課題。

後藤氏：例えば、センはアダム・スミスとカントの両方に依拠している。つまり、正義の根拠を共感に基づく想像力と理性の両方においている。経験的な想像力が届かないところで、理性が要請される。はたしてどのようなシステムにおいては、経験的な想像力で説明がつくのか、どのようなシステムに関しては理性的判断に基づく公共的討議が要請されるのかを明示化する必要がある。

小林氏の「正と得のつながり」とはどのように実現されるのか。

小林氏：「得＝個人的・私的利益」や私的選好だけにに基づく行動を認めることは、結局は困難ないし問題を招き、権力による解決を要請する。ホッブズの場合は、自然状態において「万人の万人に対する闘争」が生じるが故に、（専制）権力を導出することが必要になった。経済の場合には、貧富の格差・独占・外部不経済などの問題が生じるが故に、社会保障・独占禁止法・環境保護などの権力行使ないし規制が必要になる。

そこで、このような問題を解決するためには、一般には「徳」と観念されるような「正」の考慮が必要になるのである。個々人が単に私的選好だけではなく、「徳」の観点を意識して行動するとき、巨視的には社会全体にとっての「得」が帰結する。そこで、これは倫理的にも帰結主義的にも「正」である。言い換えれば、「正」と「得」をつなげるためには「徳」が必要である。例えば、囚人のジレンマなどと、協力ゲームとを対比すればよいであろう。

古典的には、ルソーの社会契約論においては、ホッブズの秩序問題を克服するために、自然状態において人々は素朴な徳（憐れみ）を持っているとされている。そして、文明化によって失われたそれを、社会契約によって回復し、道徳性を持つことによって一般意思が形成されるという構成になっているのである。

後藤氏：その場合の徳とは具体的にどのような内容であるか。

小林氏：個々人の行動という観点からは、他者への配慮（ケア）を意味する。例えば、ホッブズであれば、自己利益追求のための闘争の回避や平和、経済においては、搾取・過剰な独占追求・環境汚染等を経営者などが回避して、労働者・競争相手・環境

に配慮することを意味しよう。

さらに、これらの問題が生じた場合に、政治参加などによって問題の解決を図り、安全保障や社会保障・独占禁止・環境保護などの政策を実現することも、集合的な社会全体の「徳」、いわば「公共的美徳」と言うことができよう。

鈴木氏：公正と効率（のジレンマ、結びつき）に関する盛山氏の指摘は重要である。両者の仲立ちとなるものは、個人のインセンティブの問題である。ルールの変化に応じて個人のインセンティブがどのように変化するかという問題は、公正なルールを評価する際に考慮されるべき重要な観点の1つとなる。

正しさと「お得」に関する議論は、権利と功利の対立の問題とつながる側面をもっている。例えば、リベラル・パラドックスを提示したセンの議論は、両者を同一次元で扱う限り、対立は免れないことを示した。ポイントは、社会のルールを設計するという局面と設計されたゲームに参加するという2つの局面をどう構造化して捉えるかにある。

福祉の概念についてどう考えるかという問題と並んで重要であるのは、個人の主体性をどのように理解していくかという問題である。センのフレームワークは行為主体的自由と福祉的自由という2つの自由の概念を福祉の中核とするものだった。両者を保障するような福祉国家システムを具体的にどのように設計したらよいかという問題をさらに検討していきたい。

塩野谷氏：まとめのコメント

植村氏：閉会の辞

社会保障が維持できるのか（sustainableか）どうかがいま問われている。

盛山氏の議論へのコメント（どこがなぜ揺らいでいるのか）。

政策研究とは政策を研究することではなく、政策のよって立つべき根拠・理念を問うことであるので、このような規範研究は大変重要である。

以上